

電力設備災害復旧に関する協定締結



12月22日(金)、「電力設備災害復旧」に関する協定を、東北電力株式会社仙台北営業所と締結しました。

この協定は、地震、風水害、その他の災害が発生した場合に、相互に被災情報の収集・提供を緊密に行い、東北電力株式会社等の電力の復旧応援隊の活動拠点や復旧資材置き場等の土地使用等を定め、住民生活の早期安定と住民の安全確保を目的としたものです。

協定の締結にあたり仙台北営業所の遠藤所長は「電力会社としての使命を果たすにあたり大きな前進となる。今後も地域に寄り添って電力会社としての役割を果たしていきたい」、また萩原村長は「電気は暮らしに欠くことのできない重要なインフラであり、今回の協定締結は大変頼もしく心強い」と述べました。

新ごみ焼却施設試験運転開始へ

12月21日(木)、黒川地域行政事務組合環境管理センターの新ごみ焼却施設で火入れ式が行われました。

焼却炉の点火ボタンが押され、勢いよく燃えだす炎の様子がモニターに映し出されると、式典の出席者から大きな拍手が沸きました。

翌日には、新ごみ焼却施設に廃棄物が搬入され、試験運転が開始されました。3月まで焼却炉に送る空気量や排ガス量の調整等の試験運転を行い、4月から本稼働となります。



▲新ごみ焼却施設への廃棄物の搬入

農地利用状況調査で荒れた農地の解消へ



村農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が地理情報システム(GIS)を利用しながら農地を巡回し、農地の利用状況を確認しました。

地理情報システムは、航空写真や現地調査で得られた地理情報をコンピューターでデータ化して管理するもので、このシステムを利用することで、荒れた農地等が地図上に色分けされ、前回の調査との比較が分かりやすく確認することができます。

村内の農地は、ほ場整備の進んでいない農地が多く荒れた農地となる傾向にあり、今後新たに荒れた農地を発生させないために、農業委員会では農地利用状況の把握と持ち主への今後の農地利用意向の確認を進めています。

軽自動車などの廃車手続きはお済みですか

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

廃棄や譲渡、盗難により所有しなくなった車両がある場合には、必ず廃車や名義変更などの手続きをしてください。4月2日以降に廃車手続きを行った場合には、1年分の軽自動車税がかかり、月割り計算によるその年度の税金の還付はありません。

なお、3月は窓口の混雑が予想されますので、早めの手続きをお願いします。

廃車等 手続きの 窓口	車種等	窓口
	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕作業用ほか)	役場税務課 ☎341-8513
	軽二輪(125cc超250cc以下) 軽自動車	宮城県軽自動車協会 (仙台市宮城野区中野四丁目1-38) ☎388-6033
	二輪小型自動車(250cc超)	東北運輸局宮城運輸支局 (仙台市宮城野区扇町三丁目3-15) ☎235-2517

仙台北税務署からのお知らせ ◆問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

平成29年分所得税等の確定申告について

申告と納税の期限は、所得税及び贈与税は3月15日(木)、消費税は4月2日(月)までです。

●インターネットで申告ができます！ 次の手順をご利用ください。

- [STEP 1] 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
 - ・税務署へ行く手間がかかりません！
 - ・確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- [STEP 2] 申告書を作成
 - ・画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。
- [STEP 3] 申告書を提出(2通りあります)
 - ①作成コーナーからe-Taxで送信
 - ②印刷して郵送等による提出



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください

●申告書作成会場について

- ◆開設期間 2月16日(金)～3月15日(木) 土日を除く
(ただし、2月18日(日)と2月25日(日)は開設します。)
- ◆会場 ・仙台北税務署(青葉区上杉1-1-1)
【受付時間】午前9時～午後4時(申告書の提出は午後5時まで)
・アズテックミュージアム(太白区中田町杉ノ下18)
【受付時間】午前9時～午後4時

※会場の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。
※2月15日以前は、申告書作成会場を開設していません。少ない職員での対応となり長時間お待ちいただく場合がありますので、会場開設期間中のご来場をお願いします。

●申告手続きには「マイナンバー」

確定申告書を提出する際には、①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示、又は写しの添付が必要となりますので、お忘れなくお願いします。

【本人確認書類】

- 例1：マイナンバーカード
- 例2：通知カードと運転免許証(又は公的医療保険の被保険者証など)

●医療費控除を受けられる方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は領収書の提出(提示)が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」を作成して提出することになります。領収書は自宅で5年間保存する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。